

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和 8 年 2 月 19 日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
<p>Ⅲ その他</p> <p><u>[10] 例外的な取扱い</u></p> <p><u>1 公正な競争環境を確保するために特に必要と認められる場合の例外</u></p> <p>OECD輸出信用アレンジメントに定めるマッチングの規定を踏まえ、多国間で認識されている公正な競争環境を確保するために特に必要と認められる場合の保険料率については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 日本貿易保険は、Ⅱ[1]5及びⅡ[2]4については、Ⅱ[10]1、2及び3の規定を準用し算出された保険料率を下限とした保険料率を設定することができる。</p> <p>(2) 上記(1)のほか、日本貿易保険は、経済産業省の確認を得て、この規程に基づく保険料率以外の保険料率を設定することができる。</p> <p><u>2 外国政府等若しくは他国輸出信用機関又は国際機関との協調推進を図るために特に必要と認められる場合の例外</u></p> <p><u>外国政府等若しくは他国輸出信用機関又は国際機関との協調推進を図るために特に必要と認められる場合にあつては、日本貿易保険は、経済産業省の確認を得て、この規程に定める方法以外の方法にて算出した保険料又は手数料を用いることができる。</u></p>	<p>Ⅲ その他</p> <p><u>[10] 公正な競争環境を確保するために特に必要と認められる場合の保険料率</u></p> <p>OECD輸出信用アレンジメントに定めるマッチングの規定を踏まえ、多国間で認識されている公正な競争環境を確保するために特に必要と認められる場合の保険料率については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 日本貿易保険は、Ⅱ[1]5及びⅡ[2]4については、Ⅱ[10]1、2及び3の規定を準用し算出された保険料率を下限とした保険料率を設定することができる。</p> <p>(2) 上記(1)のほか、日本貿易保険は、経済産業省の確認を得て、この規程に基づく保険料率以外の保険料率を設定することができる。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和 8 年 3 月 2 日から実施する。</u></p>		